

議案第4号

荒土まちづくり会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

荒土まちづくり会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年5月25日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

荒土まちづくり会館の改修に伴い、施設使用料の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

荒土まちづくり会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

荒土まちづくり会館の設置及び管理に関する条例(令和4年勝山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前						改正後							
別表(第11条関係)						別表(第11条関係)							
階数	室名	広さ(m <sup>2</sup> )	基本	営利事業、宣伝、その他 これらに類する目的の ために使用する場合		備考	階数	室名	広さ(m <sup>2</sup> )	基本	営利事業、宣伝、その他 これらに類する目的の ために使用する場合		備考
				勝山市民	勝山市民以外						勝山市民	勝山市民以外	
2階	ホール	70	<u>650円</u>	<u>970円</u>	<u>1,300円</u>	空調なし	2階	ホール	70	<u>800円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,600円</u>	
(略)						(略)							
2階	第5会議室	30	<u>230円</u>	<u>340円</u>	<u>460円</u>	空調なし	2階	第5会議室	30	<u>290円</u>	<u>430円</u>	<u>580円</u>	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。